

免許申請書記載例

無線局免許(再免許)申請書

提出する日又は投函する日を記載。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国総合通信局長 殿

収入印紙を、剥がれないように
しっかり貼ってください。

収入印紙貼付欄(割印をしないこと)

免許申請手数料額

50ワット以下 4,300円

50ワット超 8,100円

必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に
「過納承諾 氏名」のように記入してください。

■電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード〔 〕 ※不明な場合は省略可能
	〒(730-0004) 広島県広島市中区東白島町19-36 電波ビル
氏名又は名称及び代表 者氏名	フリガナ デンパ タロウ
	電波 太郎
法人番号	(記載不要)

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類(第2項各号)	☐ 該
相対的欠格事由	処分歴等(第3項)	☐ 有 ☒ 無

電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日(罰金刑の場合は罰金を納付した日)から2年を経過していれば「無」☒に、経過してなければ「有」に☒

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 識別信号	(記載不要)
③ 免許の番号	(記載不要)
④ 免許の年月日	(記載不要)
⑤ 希望する免許の有効期間 ※省略可能	
⑥ 備考	2の処分歴等が「有」の場合、その内容を記載

最大の5年間としたい場合は空白

免許申請書記載例

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

「有」とした場合は、希望する「前納に係る期間」を記入願います。
「無」(毎年納付)の場合、前納に係る期間欄は記載不要です。

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) ☐ その他(年)

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

☐1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎
電話番号	082-222-3369
電子メールアドレス	

平日の日中に連絡が取れる番号(携帯番号可)を記載願います。

ご注意

- ・無線局事項書及び工事設計書も併せて提出が必要です。
- ・免許状を送るための返信用封筒を同封してください。
(宛先住所・氏名を記載し、110円分の切手を貼ったもの)
- ・提出先

〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36
中国総合通信局 無線通信部陸上課 公益企業担当

【参考】

電波法第5条(抜粋)
(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者